

本件は、お手元に御配付のとおり、閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

○議長（仲村清信君） 「異議なし」と呼ぶ者あり
御異議なしと認めます。よって本件特定事件は、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。
会議を閉じます。

これをもって平成二年第四回福生市議会定例会を閉会いたします。
午前十一時四十六分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長 仲村清信
副議長 井上寅吉
議員 田村正秋
議員 大森進
議員 野口秀世

議案第百号

「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」
の延長に関する意見書

右の議案を提出する。

平成二年十二月二十日

提出者	村野和一郎
賛成者	齋藤巽
"	野口秀世
"	林田武
"	松山清
"	遠藤洋一
"	上野重勝
"	堀川實

福生市議会議長
仲村清信 殿

「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」

の延長に関する意見書

「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」は、公害対策基本法に基づき策定する公害防止計画において計画化された廃棄物処理施設の整備等の公害防止対策事業に対し、国庫補助率のかさ上げなどの財政上の特別措置を定めており、公害防止計画の推進を財政面から支えるものとして極めて重要な役割を果たしている。

しかし本法律は、今年度末でその効力を失うこととなっている。

本法律により特別措置が講じられている現在の東京地域公害防止計画は、平成三年度までの五ヶ年計画であり、このままでは、計画最終年度は特別措置を受けられないこととなる。

また、東京の公害は、全般的に改善されてきたが、未だ解決を見ていない都市・生活型公害等に対して、引き続き総合的な公害防止対策を講じていく必要がある。

そのためには、平成四年度以降についても公害防止計画を策定し、これに基づき事業を推進していくことが必要であり、財政上の支援措置としての本法律の延長が緊要である。

よって、福生市議会は政府に対し、公害防止対策推進のため、次のことを強く要請する。

一、「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の適用期限を十年間延長すること。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成二年十二月二十日

福生市議会議長

仲村清信

内閣総理大臣

大蔵大臣

文部大臣

厚生大臣

殿

農林水産大臣

運輸大臣

建設大臣

自治大臣

環境庁長官

議案第百一号

育児休業法の早期制定に関する意見書

右の議案を提出する。

平成二年十二月二十日

提出者
賛成者

林	南	村	松	遠	赤	井	指
田	木	野	山	藤	星	上	田
	繁	和		洋	行	寅	保
武	男	一郎	清	一	人	吉	雄

福生市議会議長

仲村清信殿

育児休業法の早期制定に関する意見書

我が国においては、女性労働者の過半数が職業につき、生涯にわたって職業を持つ女性が増加する傾向にある。

このため、労働団体を初め婦人団体、女性労働者は男女雇用機会均等法の審議段階から、仕事と家庭生活の両立のために一定期間、育児のために休業できる法律の制定を強く求めてきたが、事業主が育児休業制度を導入するよう努力することを規定するにとどまっている。

また、現在、育児休業制度の普及率は一九・二％であり、零歳児保育施設も極めて少ない状況にある。このため多くの女性労働者が、仕事と育児の両立が困難なために退職しなければならぬという環境は改善されず、仕事と育児を両立させる施策の推進は緊急を要する課題となっている。

よって、政府に対して育児休業手当の検討など、女性の働く権利を保障し、労働者家族の福祉を増進するための、育児休業法の早期制定を強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により、意見書を提出する。

平成二年十二月二十日

福生市議会議長

仲村清信

内閣総理大臣

厚生大臣

労働大臣

自治大臣

殿

議案第百二号

ゆとり宣言の決議

右の議案を提出する。

平成二年十二月二十日

提出者
賛成者

林	南	村	松	遠	赤	井	指
田	木	野	山	藤	星	上	田
武	繁	和	清	洋	行	寅	保
	男	一		一	人	吉	雄

福生市議会議長

仲村清信 殿

ゆとり宣言の決議

我が国の国民総生産は世界の上位に達している今日、すべての国民が生活にゆとりを持ち、充実した自由な時間と潤いのある生活を送ることができるようになることは、人間性豊かな社会の建設にとって極めて重要である。

しかし、我が国の労働時間は、欧米諸国と比較して年間二百時間から五百時間も長く、そのことが多くの勤労国民の「家庭の幸せ」づくりの障害となり、豊かさが実感できない大きな要因となっている。

よって、当市議会は、「ゆとり宣言」を行い、すべての国民が自由な時間を持ち一家団らんのある暮らしを日々送れるよう、労働・生活環境等の条件整備に全力を尽くすものである。

右、決議する。

平成二年十二月二十日

陳情第二十九号

奥多摩街道の歩道整備に関する陳情書

奥多摩街道の歩道（永田新橋から羽村方向の間）を完全にガードレールをつけ、歩道は車道と同じ高さにしてください。また、側溝の蓋のデコボコをなくしてください。

（陳情理由）

奥多摩街道は幅が狭い上に、車の往来が激しく、自転車は車道を通れません。その上歩道は人一人歩くのがやっとの幅で、車道より一段高くなっている部分は人家の出入口の段差が大きく、自転車で走行の際不安定で危険です。また、ガードレールがないので、もし車道に倒れたら交通事故は必至です。

また、車道と同じ高さの歩道の部分は、側溝の蓋がデコボコして、特に車道側が浮き上がって、高いところは四〇五センチも上がり、そこにつまづいたり、自転車が落ち込んだりしてとても危険です。

安心して歩いたり、通れるように整備改善をしてくださるよう関係機関に市として早急に要請をしてくださることを陳情いたします。

平成二年十二月四日

陳情者

福生市北田園二―二四―一〇

新日本婦人の会福生支部

代表 長 田 紀 楠 子

（印）

福生市議会議長

仲 村 清 信 殿

陳情第二—二十号

乳幼児予防接種に関する陳情書